

令和7年4月7日

備前市立吉永小児童・保護者の皆様へ

備前市立吉永小学校

校長 杉本 和弘

吉永小学校の生徒指導の基本的対応について

陽春の候 皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育に対してご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。本日、子どもたちは、元気いっぱい新年度をスタートさせました。

子どもたちが集団生活を送る中では日々、何かしらのトラブルは起こるものと考えられます。学童期の子どもたちは、人間関係づくりの発展途上にあり、ときに心理的に不安定なことがあります。そのため衝動的に行動し、問題になってしまうことがあります。

学校では、未然防止のために、授業や行事などを通して自己指導能力の育成に努めていますが、何か問題が生じたときには適切な指導や対応が必要となります。

つきましては、「いじめ」「暴力行為」「不登校」等の問題について本校の生徒指導の基本的対応についてお知らせいたします。よりよい学校生活の実現のため皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本校教職員一同、生徒指導にあたるときはもちろん、学校生活全般において児童が安心して生活できるよう努めてまいります。そこで、本校教職員で取り決めているコンプラアンスについて児童に係るものを裏面に記載しておりますので、合わせてご覧ください。

1 いじめを認知したとき

(1) いじめの有無の確認

児童がいじめを受けているとの相談を受けたり、その可能性があきらかになったりした場合には、当事者や周囲の児童、保護者の方からの聞き取りを行い、速やかにいじめの事実の有無の確認をします。

(2) いじめへの組織的対応

「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的な対応をします。

＊生徒指導連絡会は毎週定例開催しています。また、年3回校内いじめ検討委員会を開催し、未然防止の対応やいじめ事例への対応を協議しています。緊急に開催することもあります。

(3) いじめられた児童への支援

いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援をします。

(4) いじめた児童への指導

いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に重大な悪影響を及ぼすことについて気づかせるなど、適切かつ毅然として対応を行うとともに当該児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるように指導をします。

また、内容・程度によっては警察、児童相談所等の関係機関と連携します。

例) 暴力・金品の強要など法に触れる行為・社会的に許されない行為があったとき

2 暴力行為が発生したとき

(1) 対人暴力行為

- ①被害児童の心身の安全確保、けが等に対する救急措置をします。
＊救急車の要請についても、ためらわず行います。
- ②当事者への聞き取りにより事実関係の正確な把握をします。
- ③加害児童への指導をします。
＊真摯な反省と被害児童に対する謝罪を行わせます。
- ④被害児童の安全と人権を最優先に指導します。
- ⑤被害・加害児童の保護者への連絡をします。
＊内容・程度によっては、保護者に対して小学校への来校を要請します。
- ⑥関係機関との行動連携をします。
＊内容・程度によっては、警察や児童相談所等の関係機関と連携します。
例) 一方的な暴力により治療が必要なほどの被害が認められるとき
児童が学校の指導に従わず、暴力的な振る舞いが止まないとき

(2) 器物損壊行為

- ①器物損壊の状況を正確に把握します。
- ②損壊行為をした児童への聞き取りと指導をします。
- ③損壊された器物は、基本的には本人が原状に戻します。(修理・修繕)
- ④上記③ができないときは、新品の購入や業者による修繕をおこない、実費を弁済することになります。
- ⑤「破損届け」を作成し、本人・保護者の理解と納得の上に指導をします。
- ⑥内容・程度により、保護者に小学校来校を要請します。
例) 真摯な反省や態度が見えないとき、同様の行為が繰り返されるとき
物損や修理に要する金額が甚大なとき
- ⑦関係機関との行動連携
＊内容・程度によっては、警察や児童相談所等の関係機関と連携します。
例) 物損や修理に要する金額が甚大なとき
児童が学校の指導に従わず、暴力的な振る舞いが止まないとき

3 不登校への対応

(1) 早期発見・早期対応

- ＊2日連続欠席はかならず連絡し、状況を確認します。
- ＊3日連続して欠席の場合は、家庭訪問をし、状況を確認します。

(2) 不登校長欠対策委員会で状況把握と指導方針を協議します。

- ＊安心して生活できる集団の育成に努めます。

(3) スクールカウンセラー、外部相談機関、備前市教育委員会、備前市教育支援センター「あゆみ」などの外部機関と密接に連携します。

(4) 本人と保護者の不安に寄り添う指導をします。

- ＊定期的な電話連絡や家庭訪問を通して支援します。
- ＊教育相談を通して、不登校を解消するように取り組みます。
- ＊学校復帰に向けた段階的支援を行います。